

様式 2

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

所管課かい名 <u>スポーツ振興課</u>		No. 4
許 認 可 等 の 内 容		由比体育館の特別の設備の許可
根拠法令等及び条項		静岡市体育館条例第 11 条
行政庁		静岡市長
法 令 の 定 め	静岡市体育館条例（平成 15 年静岡市条例第 124 号） （特別の設備） 第 11 条 利用者は、体育館に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長等の許可を受けなければならない。	
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合は その理由)	1 特別の設備とは次のものをいう。 特殊な電気設備、火気の使用又は臭気、騒音等を発生させる設備 2 次に掲げる要件をいずれも満たしている場合は許可する。 ①法令に抵触していないこと。 ②他の利用者や一般市民に危険が及ばないような対策が講じられている場合。
	設 定 年 月 日	平成 1 5 年 4 月 1 日設定（令和 7 年 4 月 1 日最終設定）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 1 0 日（休日を含む。）
	設 定 年 月 日	平成 1 5 年 4 月 1 日設定（ 年 月 日最終設定）